

総務教育常任委員会資料

(平成26年1月21日)

[件名]

- 1 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直しに係る
パブリックコメントの実施結果について
(危機管理政策課) … 1
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請
について
(原子力安全対策課) … 9
- 3 平成25年鳥取県消防防災ヘリコプターの運航状況について
(消防防災課) … 11
- 4 病院・診療所の防火設備等に係る緊急点検結果について
(消防防災課) … 12

危機管理局

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直しに係るパブリックコメント
の実施結果について

平成26年1月21日
危機管理政策課

- 1 意見募集期間 平成25年12月20日（金）から平成26年1月15日（水）まで
- 2 意見募集者数 17名（意見総数：延べ34件）
- 3 応募のあった条例改正案に対する意見の内容とそれに対する考え方（主なもの）

(1) 条例改正に関する意見

(注) 下線は当該で付記したもの 対応の区分は、反映(◎)、盛込済(O)、今後検討(△)、対応予定なし(X)

項目	意見の内容	左に対する県の考え方	対応
条例全般	条例については、県民に分かりやすく、親しみやすい文章とすべきでないか。 <u>防災に関する条例は、特に県民が身近に感じ、また、理解できる内容でなければならない。</u>	今回の条例改正では、県民等が自助や共助として取り組む具体的な活動など、できるだけ例示を盛り込む等県民にとってわかりやすい条例となるよう努めています。	○
	条例の改正案の趣旨と内容は非常に高く評価されるべきもの。 <u>課題は、これが実行・実現に向かうためのさまざまな仕掛けであり、条例と仕掛けのセットで防災王国的な鳥取県に向かうよう願う。</u>	県民運動の展開を条例改正のポイントにしており、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割の認識と総合力の発揮を基本理念とする県民運動を展開するため、防災及び危機管理に関する取組を重点的に行う強化期間の設定などの取組に努めていきたいと考えています。	○
自助・共助	地域のコミュニティの広がり、自助・共助推進の重要性を痛感しており、 <u>日頃の「自助」精神構築のための「助け合う」という言葉を追加すべきである。</u>	現条例において、自助及び共助の取組を県民の責務と定めるとともに、共助とは住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることと定義するなど、「助け合う」精神を盛り込んでいます。	○
	自主防災組織の活動への参加について、 <u>今後は、参画と協働という文章が必要。</u>	本条例において県民に求める自主防災組織への関わり方は、地域の防災力向上という目的のため、一員として加わり行動をとることであり、「参加」が相応しいと考えています。	X
	災害が起きた時、大切なのは市町村、地域。どんな方が住んでいるのかわからない現状もあり、民生委員だけでは対応出来ないで、 <u>高齢社会となった今、対応をしっかりと考える時である。</u>	平成25年6月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成は市町村に義務付けられることとなり、今回の条例改正では、それを踏まえ、市町村が避難行動要支援者に対し支援者への情報提供の同意を得るよう努めることや避難行動要支援者が進んで情報提供しやすい環境づくりに努めることなどを規定したいと考えます。	○
自主防災組織	<u>自主防災組織の活動の促進に計画策定の努力規定が入れられたが、大変重要なことだと思</u> う。	平成25年6月の災害対策基本法の改正により新たに地域の住民等が提案することができるとなった地区防災計画については県としても促進していきたいと考えており、今回の条例改正に盛り込んでいます。	○
備蓄	毎日、決まった薬の服用がある	食糧などの備蓄については県や市町村で備	○

	人は、 <u>災害などで手持ちの薬を確保できなくなったらと不安になる。</u>	えておくものもありますが、アレルギー対応食品や医薬品など個人の実情に即したものを全てを公的に備蓄することは困難であり、それぞれの個人の実情に即したものは個人で備蓄に務めていただきたいと考えています。そのため、今回の条例改正の中で自助の取組として位置付けたいと考えています。	
活動基盤の整備	県による広域的な防災、危機管理のための <u>活動拠点等の基盤の整備では、防災教育の視点も取り入れていただきたい。</u>	広域的な防災拠点には様々な機能が求められ、その一つとして防災教育機能の整備も検討していきたいと考えています。なお、防災教育は学校現場において充実させることが重要だと考えており、このことについては現条例で既に規定しています。	○
災害及び危機に強いまちづくりの推進	災害及び危機に強い町づくりの推進について、市町村長は地区内に自主防災組織をきめ細かく組織し、財政面を含めた支援を積極的に行うことのような項目を入れて頂きたい。	現条例において、市町村長は自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うことが規定されています。これらに加え、平成25年6月の災害対策基本法の改正により新たに地域の住民等が提案することができることとなった地区防災計画についても条例に規定することとしています。	○
避難行動要支援者対策	被災者支援の強化について、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるなどは大変評価出来る。個人情報保護条例施行以降必ず個人情報云々という話が出るので県民に今回の改正内容の <u>広報活動</u> をお願いしたい。	平成25年6月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成は市町村に義務付けられることとなり、今回の条例改正では、それを踏まえ、市町村が避難行動要支援者に対し支援者への情報提供の同意を得るよう努めることや避難行動要支援者が進んで情報提供しやすい環境づくりに努めることなどを規定するとともに、条例改正内容についての周知を図っていく予定です。	○
	町内会活動を行う中で各戸の家族の状況に関する情報があまり入手できない。今回の改正で、市町村長が避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等に情報提供して <u>連携をとることは、良いことである。</u>		
	共助において、災害弱者と考えられる所に関しては一般とは別により細やかな規定があってもよいかもしれない。	条例では、施策や取組の方向性などの基幹的なことを定め、その実施に関する詳細は地域防災計画や個別マニュアルで定めています。(以下、同様) この度の条例改正では、避難行動要支援者の特性に即した避難行動上の配慮、福祉避難所の設置など、避難行動要支援者の避難支援体制を整備することを規定したいと考えています。	○

(2) 災害対策等に関する意見

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
避難	避難勧告等が出た場合に保護者を学校に迎えに行かせるのは危険であり、学校での避難を考えることが必要。	現在の地域防災計画では避難が比較的長期にわたると判断されるときは保護者に迎えに来てもらい引き渡すこととしています。避難勧告が出た際の児童生徒の引き取りや学校での避難のあり方等については今後の地域防災計画の修正の中で検討していきたいと考えています。
	ペットの避難の取り扱いも考えて欲しい。	地域防災計画の「保健衛生対策計画」においてペットの管理対策について記載しています。
	県民の自己責任の強調がなされているが、東日本大震災の際も一刻も早く高台へという単純な避難地への誘導が結果的に生死を分けたことを思えば「生命を守る行動」はできるだけ単純であってほしいし、地域ごとに安全な場所が非常時に使える状況であってほしいと思う。	地域防災計画の「避難対策計画」において避難や情報伝達方法について記載しています。
	災害発生時、救助・支援する側の人も被災者であることも多く、女性については支援物資（生理用品）を使いにくいなど苦痛を伴いながらの救援作業を行うことは問題であり、このようなことのないよう対応されたい。	地域防災計画の「避難対策計画」等において女性への配慮等を記載しています。
災害時等の情報伝達	大規模商業施設等では避難勧告などの情報が出た場合は店内放送するなどして欲しい。	現条例において、知事・市町村長は住民等に必要な情報を提供することを定めています。具体的な情報伝達方法については今後の地域防災計画やマニュアルの修正の際に検討していきたいと考えています。
	車での移動の際、災害等の大変な状況では車を置いてでも避難が必要なとき等はラジオで放送してほしい。	地域防災計画の「情報通信広報計画」において気象情報や地震に関する情報の伝達について記載し、その中で報道機関からの情報伝達を位置付けています。また、災害時等においては多様な情報伝達手段による伝達が有効であることから、あんしんトリピーメールの活用等による道路情報等のインフラ障害情報や熱中症などの生活安全情報等を情報提供する体制を構築しています。
	自助は自分自身を守るためにやらないといけないことであるが、情報収集出来ない一人暮らしのお年寄りや、情報収集出来る機械を持っていない方の対策なども考えてほしい。防災無線についても聞こえるところと聞こえないところがある。	現条例において、市町村・県は必要な情報を住民等に提供することを定めており、また、県民はお互いに助け合うことを定めています。改正条例の中に避難行動要支援者の支援体制の整備を規定し、共助を促進するとともに、地域防災計画の「情報通信広報計画」において定める多様な情報伝達手段の活用の一環として、来年度からは公共情報コモンズ（(一財)マルチメディア振興センターが運用）を活用して、テレビ、ラジオ等のメディアとの協力・連携を通してデータ放送、テロップ（文字）放送又は読み原稿等利用により県民へ情報を配信することとしています。
	いざという時に、末端まで正しい情報をいかに早く伝達するかが大切。現代は情報社会であり、高齢者などの情報弱者に対しては地域のつながりでフォローする事が必要。	

	<p>「情報収集などの自助」について、自ら情報を得ることのむずかしい聴覚障がい者、高齢者、知的障がい者への配慮についても条例の中で明記していただきたい。</p> <p>この条例があることを今回初めて知った。聴覚障がい者は、防災無線など、耳で情報を取得するのがむずかしいので、目で見てわかる設備があると良い。</p>	<p>現条例において、県民はお互いに助け合うことを定めており、改正条例では、避難行動要支援者の支援体制、避難行動要支援者の特性に即した避難行動上の配慮、福祉避難所の設置等を規定し、共助を促進したいと思っています。なお、地域防災計画の「情報通信広報計画」において避難行動要支援者への情報提供の配慮について記載しています。</p>
備蓄	<p>備蓄の必要性は感じていても、常備しておくことが困難な場合がある。コンビニへの備蓄を県として考えてみてはどうか。</p>	<p>備蓄については、地域防災計画において県と市町村が連携して物資等を備蓄するほか、小売や製造の事業者との協定によって流通している物資の提供を受けることとしています。また、コンビニエンスストアについては帰宅困難者対策の一環としてコンビニエンスストアと協定を締結し、帰宅困難者に対し飲料水やトイレ、交通情報の提供を行う体制を整備しています。</p>
エネルギー対策	<p>総論過ぎて踏み込みが弱い。特に、災害が起きた時のエネルギー対策に対して、東日本大震災の例を元に、踏み込みが必要。</p>	<p>改正条例では、災害発生時には国や他県等との連携に加えて県を挙げた業務継続体制の構築に取り組むことを規定したいと考えています。エネルギー対策の詳細は、今後の地域防災計画の修正の際に検討していきたいと考えています。</p>
防災教育	<p>東日本大震災では多くの犠牲者が生じたが、生死を分けたものの一つとして指導者(管理者、教師)の危機管理があると思うので、教育等によりその能力を高めていただきたい。</p>	<p>県教育委員会では、東日本大震災等の教訓を踏まえ、各学校における防災計画・防災マニュアルの見直しや防災教育研修会の開催などによって、各学校の危機管理能力の向上を図っています。なお、防災教育の推進については、既に現条例で定めています。</p>
自主防災組織	<p>今後自主防災組織を作るにあたり、若い人は仕事で昼は地域にいないため、元気な高齢者を中心に組織をつくることになると思うが、これをサポートする仕組みが必要ではないか。</p> <p>自主防災組織の一環として、町内会役員などに「防災推進員」のような役割をもつ役員の設置を義務付け、推進員を中心に住民への防災意識を高める工夫が必要と思う。</p>	<p>現条例において、自主防災組織の結成、活動について、市町村・県は支援を行うことを定めており、引き続き取り組みたいと考えています。</p> <p>現条例において、自主防災組織の結成、活動について、市町村・県は支援を行うことを定めており、引き続き取り組みたいと考えています。</p>
災害対策	<p>地域の実情に即した計画策定のためには、防災専門職員の助言指導が欠かせないが、現在市町村にそうした人的体制が整っているか不安。ハード面の整備とともに、それを動かす人的体制の充実を図ってほしい。</p>	<p>市町村に対し、引き続き防災専門職員等の人的体制の整備を働きかけるとともに、共同での研究会の開催、適宜の助言等に努めていきたいと考えています。</p>

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例改正案のあらまし

危機管理局危機管理政策課

1 条例改正の経緯

平成21年7月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（以下「条例」という。）を制定したが、その後、本県では観測記録を更新する豪雪や平成23年の台風12号による豪雨などによって大きな被害が発生するとともに、口蹄疫や大気汚染物質などの新たな危機事象への対応が生じた。また、東日本大震災の発生、その経験や教訓を踏まえた災害対策基本法の2度にわたる改正（平成24年6月、平成25年6月）、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定（平成25年4月施行）等があった。

このような状況を踏まえ、県では強化すべき施策や新たな取組について検討するため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催し、条例改正の検討を行い、次のとおり条例案の骨子を作成した。

2 条例改正のポイント（案）

（注）基本的に努力規定、「義務」は明記

（1）自助・共助の充実・強化

【改正趣旨】

従来から、県民の情報収集、食糧の備蓄、自主的な被災者支援、自主防災組織の活性化等、自助・共助の推進に取り組んでいるところであるが、本県における近年の豪雪等の自然災害への対応や東日本大震災の教訓、新型インフルエンザ等の危機事象への対応を踏まえ、住民等が自ら率先して情報を収集・活用し自主的な避難などの危機管理行動（対応）を行うこと、災害及び危機のための平素の備えとして備蓄をより一層進めることなどの「自助」の取組の広がりや充実を図っていく。

また、本県では地域（住民及び企業）が主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進しており、災害又は危機の発生時においても避難行動要支援者をはじめとした被災者の安全確保、支援に地域（住民及び企業）が協力し合う意識の向上、体制づくりに努めるなど地域住民相互による助け合いの「共助」を推進する。

【改正内容】

① 県民の責務

ア 自助・共助の取組に次の取組を追加して明記する。

- ・情報の活用による災害及び危機の早期の把握
- ・医薬品等の備蓄、非常持出品等の準備
- ・災害・危機発生時の避難方法や連絡方法等の確認
- ・新型インフルエンザ等の急速にまん延のおそれのある感染症の予防

- ・防災・危機管理に関する訓練への参加
- ・災害・危機発生時における被害の発生又は拡大の回避のための避難・屋内待避等の生命・身体の安全確保【義務】
- ・被災者となった場合における自身の心身の健康及び他の被災者の健康・生活環境への配慮、地域全体が早期に安定的な生活を取り戻すための協力
- ・被災者とならなかった場合における自主的な被災者の受入等の支援

イ 市町村、県及び国の機関が実施する応急対策への協力を努めることを規定する。

②事業者の責務

- ア 事業活動の継続又は迅速な再開に資するよう、業務継続計画の作成について明記する。
- イ 被災者の救助等の取組として、帰宅困難者支援（備蓄、情報や避難場所の提供）の実施の取組を明記する。
- ウ 県及び市町村が実施する防災及び危機管理施策への協力を努めることを規定する。

③自主防災組織の活動の促進

自主防災組織は、防災及び危機管理のための活動に関する計画を策定するよう努めることを規定する。

(2) 災害及び危機に強いまちづくりの推進

【改正趣旨】

地震対策として、これまでも住宅の耐震化率向上、急傾斜崩壊危険箇所整備率向上等に取り組むなど地震防災対策の推進を図っているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、道路網、港湾、海岸施設等のハード整備と津波避難訓練などのソフト対策を組み合わせ、地震・津波に強いまちづくりを更に促進する。また、耐震改修促進法の改正内容を踏まえた対応、東日本大震災で課題となった業務継続、医療体制、消防防災体制についても取組を進め、災害及び危機に強いまちづくりを推進する。

【改正内容】

- ①業務継続体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。
 - ・県は、県を挙げて業務継続計画の作成を促進し、災害・危機発生時に業務を継続させ、早期に復旧し、業務資源の総合調整を行うこと。【義務】
 - ・市町村は、業務継続に取り組むとともに、災害・危機発生時に業務を継続させ、早期に復旧させること。
- ②地域の実情に即した消防、防災及び危機管理体制の整備に関する規定を次のとおり設け

る。

- ・市町村長は、過疎・高齢化等が進む地域において、全ての地域住民参加による防災まちづくりなど地域の実情に即した体制構築に努めること。
- ・知事は、市町村長が行う体制構築に必要な支援を行うこと。【義務】

③医療救護体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村は、医療情報の収集伝達体制の整備、救護所の設置場所の選定などに努めること。
- ・県は、広域的な医療及び救護の体制整備に努めること。

④孤立地区の対策に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長は、孤立地区の発生に備えて、情報の収集及び伝達の手段の確保、物資等の備蓄等に努め、孤立地区発生時は、速やかに情報把握、移動手段の確保、物資等の供給体制の確立等に努めること。
- ・知事は、市町村長が行う対策に必要な支援を行うこと。【義務】

⑤地震・津波に強いまちづくりの推進に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長及び知事は、国等と連携して、防災及び危機管理に配慮した道路等の基盤の整備（ハード）と、津波浸水地域における避難訓練の実施等（ソフト）に努めること。

⑥建築物の耐震改修の促進に関する規定を次のとおり設ける。

- ・市町村長は、耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の促進に努めること。
- ・建築物の所有者は、地震への安全性が明らかでない建築物の耐震診断・耐震改修に努めること。

⑦県による住民への啓発及び活動体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・県は、広域的な防災・危機管理のための活動拠点等の基盤の整備を行うこと。【義務】
- ・知事は、広く県民に対し防災・危機管理に関する啓発を実施すること。【義務】

(3) 被災者支援の強化

【改正趣旨】

これまでも災害時要援護者の支援を条例上明記するなど被災者の支援に取り組んでいるところであるが、災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成、指定緊急避難場所・指定避難所の指定が市町村に義務付けられるなど、被災者を支援する法的枠組みが整備されたことから、これらを踏まえた被災者の支援体制を整備する。

【改正内容】

①避難行動要支援者に対する支援体制の環境を整備するため、次の規定を設ける。

- ・市町村長は、避難行動要支援者名簿を作成し、市町村長、自主防災組織、民生委員及び

消防機関（この項において以下「市町村長等」という。）が連携して円滑、迅速な避難を支援する体制を整備すること。【法令上の義務の確認】

- ・避難行動要支援者は、自らの情報を市町村長等に提供できるよう努め、市町村が名簿情報を支援者へ提供することに同意できるよう努めること。
- ・市町村長等は、避難行動要支援者名簿情報の漏洩防止措置を講じるとともに、避難行動要支援者が進んで情報を提供できる環境づくりに努めること。
- ・避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者並びに名簿情報の提供を受けた者は、知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。【法令上の義務の確認】

②避難所、広域避難体制の整備に関する規定を次のとおり設ける。

- ・県は、市町村から避難勧告等に関して助言を求められたときは、専門的知見に基づいて助言を行うこと。また、平素から適宜適切な助言を行うよう努めること。
- ・市町村長及び知事は、遅滞なく避難所を供与すること。【法令上の義務の確認】
- ・市町村長及び知事は、避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活の支援に努めること。
- ・避難者は、避難所生活の自主的な運営に努めること。
- ・市町村長及び知事は、避難所外に滞在する被災者についても生活環境の整備等の支援に努めること。
- ・指定管理を行う場合、災害・危機発生時にはその施設を県民等の安全確保に供することを市町村長は条件とするよう努め、知事は条件とすること。【知事は義務】
- ・知事及び市町村長は、大規模かつ広域的な災害及び危機に備え、県内外の地域間協力による避難体制の整備に努め、相互に連携して広域的な避難対策を行うこと。【義務】

(4) 県民運動への展開

【改正趣旨】

鳥取大地震や鳥取県西部地震などの大規模な災害や危機の経験、教訓を伝承し、災害や危機に強い地域づくりを進めるため、過去に災害や危機が発生した日を中心に危機管理のための活動を重点的に実施し、防災及び危機管理に関する県民運動を展開する。

【改正内容】

- ①県民意識の醸成及び県民運動への展開に関する規定を次のとおり設ける。
- ・県民、事業者、市町村及び県は、平素から防災及び危機管理に関する取組を推進し、県民運動の展開に努めること。
 - ・県及び市町村は、県民運動を推進するため、取組を行う強化期間を設けるなど必要な施策の実施に努めること。

島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請について

平成26年1月21日

原子力安全対策課

中国電力は、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認審査を受けるため、平成25年12月25日に原子力規制委員会に申請を行い、同委員会での審査が開始されました。

引き続き、原子力規制委員会の審査状況を注視するとともに、適宜中国電力から審査状況等について説明を求めるなど、厳格な安全確保を求めています。

1 適合性確認申請の概要（島根原子力発電所2号機）

- (1) 申請日 平成25年12月25日（同日受理）
- (2) 申請内容 原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可
- (3) 申請書類 申請書類は、原子力規制庁のホームページで公表されています。
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/press/BWR/25/12/1225-2.html>
※工事計画認可については、公開準備中です。
- (4) その他 審査にかかる期間は未定ですが、先行して申請が行われた他電力の状況等からすると、少なくとも半年程度が見込まれます。

2 適合性確認申請に当たっての本県の対応

適合性確認申請に当たっての安全協定に基づく事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出することとしています。

3 適合性確認申請に当たってのコメント

(1) 鳥取県知事（平成25年12月24日）

原子力規制委員会には、宍道断層評価やフィルタベントなど、安全審査を徹底して厳しく行ってもらいたい。

中国電力に対し、立地自治体と同等の扱いや周辺地域への丁寧な説明を強く求める。今後も、専門家や議員、地元市等の意見を踏まえて、慎重に考えていきたい。

(2) 中国電力 荻田取締役社長（平成25年12月24日）

当社は、本日、島根県および松江市から、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請を行うことにご了解をいただくとともに、申請にあたってのご要請をいただきました。併せて、島根県から、関係自治体のご要請も受領いたしました。

これまで、ご議論いただきました自治体や議会、地域の皆さまに、厚く御礼申し上げます。

今後、当社としては、原子力規制委員会へ適合性確認申請を行い、審査に適切に対応していくとともに、自治体等に対し、審査状況等について適宜丁寧に情報提供を行うなど、各自治体からいただいたご要請やご意見に誠実に対応してまいります。

また、申請後も、引き続き新たな知見を取り入れながら、島根原子力発電所のより一層の安全性向上を不断に追求し、地域住民の皆さまのご安心につなげてまいります。

(参考1) 適合性確認申請までの主な対応

- 平成25年11月21日 安全協定に基づく中国電力からの事前報告（島根県等にも同日対応）
 22日 第3回原子力安全対策PT会議（米子・境港市長との意見交換）
 25日 第4回原子力安全対策PT会議（中国電力による説明）
 30日 原子力防災専門家会議
 12月 4日 中国電力主催の地元での説明会（住民も参加）
 11日 3首長意見交換（知事、米子市長、境港市長）
 12日 全員協議会（中国電力による説明、事前報告について）
 13日 覚書に基づく島根県からの意見照会
 17日 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答（意見留保）
 覚書に基づく島根県への回答
 18日 経済産業省への要望（知事）
 19日 原子力規制庁への要望（知事）
 24日 事前了解願いに対する島根県の回答（申請することのみ了解）
 25日 中国電力が原子力規制委員会に申請

(参考2) 原子力発電所の適合申請状況

申請日	電力会社名	原子力発電所（立地道県）			A	B	C	備考
H25. 7. 8	北海道電力	P	泊原発1・2号機（北海道）		○		○A, B, Cは原子力規制庁のプラント審査チームの分担 ○プラント審査チームとは別に、地震・津波審査チームあり（全原発対象）	
			泊原発3号機（北海道）			○		
	関西電力	P	高浜原発3・4号機（福井県）			○		
			大飯原発3・4号機（福井県）	○				
	四国電力	P	伊方原発3号機（愛媛県）	○				
H25. 7. 12	九州電力	P	川内原発1・2号機（鹿児島県）		○			
			玄海原発3・4号機（佐賀県）	○				
H25. 9. 27	東京電力	B	柏崎刈羽原発6・7号機（新潟県）			○		
H25. 12. 25	中国電力	B	島根原発2号機（島根県）			○		
H25. 12. 27	東北電力	B	女川原発2号機（宮城県）			○		

※上表のPは加圧水型（PWR）、Bは沸騰水型（BWR）の略
 原子力規制委員会において、プラント審査チーム体制の見直しも検討中

平成25年鳥取県消防防災ヘリコプターの運航状況について

平成26年1月21日
消防防災課

平成25年の鳥取県消防防災ヘリコプター「とっとり」の運航は、緊急運航119件(前年133件)、通常運航135件(前年146件)、合計254件(前年279件)となっています。

平成25年の緊急運航のうち最も多いのは救急活動の57件(前年69件)です。また、平成25年は島根県集中豪雨被害による救助・物資輸送などの広域航空応援活動を実施しました。

1 平成25年運航件数

区分	本年 件数	前年 件数	主な活動内容	
緊急運航	災害応急対策	5	3	・7月15日 鳥取県中・西部地区 大雨による土砂崩れ調査
	火災防御	6	4	・4月16日 倉吉市服部地内山林 消火バケットによる散水及びヘリテレ伝送
	救急	57	69	・2月12日 心疾患男児を鳥大医学部から兵庫県立こども病院まで転院搬送 ・4月10日 77歳男性、心疾患の患者を県立中央病院から岡山県川崎医科大学まで転院搬送 ・7月12日 4歳男児、血球貧血症候群の患者を県立中央病院から鳥大医学部まで転院搬送 ・8月13日 35歳女性、扁桃術後出血の患者を県立厚生病院から岡山医療センターまで転院搬送 ・10月1日 心疾患新生児を鳥大医学部から広島市民病院まで転院搬送
	救助	39	57	・3月3日 大山剣ヶ峰沢 50代男性、全身打撲の傷病者を吊り上げ救助し鳥大医学部へ搬送 ・7月11日 大山6合目 20代男性、熱中症の傷病者を吊り上げ救助し鳥大医学部へ搬送 ・8月4日 大山9合目付近で転倒、右膝挫傷の41歳女性を吊り上げ救助し鳥大医学部へ搬送 ・8月10日 鳥取砂丘 19歳男性、熱中症の傷病者を吊り上げ救助し県立中央病院まで搬送 ・9月9日 智頭町山林 80代男性、心肺停止の傷病者を吊り上げ救助し県立中央病院へ搬送
	広域航空応援	12	0	・7月29日 島根県津和野 集中豪雨による被害で救助及び物資輸送活動を実施 ※住民5名の吊り上げ救助及び孤立集落へ飲料水を搬送 ・11月5日 三瓶山登山道で歩行不能となった65歳女性を吊り上げ救助 ・11月10日 島根県隠岐の島 66歳男性、心疾患の患者を隠岐病院から松江赤十字病院まで転院搬送
緊急運航 計	119	133		
通常運航	災害予防対策	0	0	なし
	消防防災訓練	24	32	・1月11日 西部消防局合同訓練 ・10月20日 湯梨浜町総合防災訓練 ・11月2,3日 平成25年中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練(徳島県)
	自隊訓練	83	79	・消火、救助、救急、ヘリTV電送、夜間飛行、計器飛行訓練他
	一般行政	16	13	・幹線道路進捗状況調査、ナラ枯れ・松くい虫被害調査、採石場、海岸・河川現況調査他
	その他	12	22	・機体点検後のテスト飛行他
通常運航 計	135	146		
合計	254	279		

(注)①年間の運航休止日数 103.5日

②主な運航休止理由 耐空検査H25年5月13日～7月3日(52日)、H25年12月2日～H26年1月17日まで(47日)
この間、島根県との相互応援協定に基づく島根県消防防災ヘリに出動要請(要請件数2件)、中国五県相互応援協定に基づく岡山県防災ヘリに出動要請(要請件数4件)

2 緊急運航の推移(平成18年～平成25年)

緊急運航種別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
災害応急対策	2	6	4	3	0	7	3	5
火災防御	3	9	3	11	3	6	4	6
救急	62	78	57	52	55	34	69	57
救助	22	26	48	32	33	13	57	39
広域航空応援	2	3	13	14	13	54	0	12
合計	91	122	125	112	104	114	133	119

病院・診療所の防火設備等に係る緊急点検結果について

平成 26 年 1 月 21 日
くらしの安心局住宅政策課
消 防 防 災 課

昨年 10 月に福岡県福岡市の整形外科で 10 名が死亡する火災が発生したことを受け、本県も関係機関が連携して類似の施設に対する緊急点検を実施したので、その結果について報告する。

1 本県の対応

特定行政庁（建築基準法を所管する県・市関係課）と消防法を所管する消防局等関係部局との連絡会議を開催し、効率的な立入検査の実施及び改善措置の徹底について確認した。

開催日：10 月 21 日午後 3 時から（於、中部総合事務所）

2 緊急点検の概要

次の(1)に掲げる病院・診療所を対象として、消防局及び特定行政庁が合同で緊急点検を実施。（消防局及び特定行政庁の調査対象が重複しない場合等には単独で実施。）

(1) 対象施設

- ① 地階又は 3 階以上の病院・診療所の用途に供する建築物、または病院・診療所の床面積合計が 300 m²以上の建築物（建築基準法）
- ② 病院・診療所（診療所にあつては有床診療所に限る）、または病院・診療所を含む複合建築物（消防法）
- ③ 昨年度の定期報告において増改築の有無、防火設備の状況確認が困難な建築物
- ④ これまでの査察等で是正指導中であるなど消防法又は建築基準法の観点から確認が必要と認められる建築物（建築基準法の既存不適格建築物を含む）

(2) 点検実施時期・件数

- ① 特定行政庁の抽出点検 10 月 22 日～12 月中旬 102 施設（書類確認・立入件数）
- ② 消防局の抽出点検 10 月 15 日～11 月中旬 51 施設（立入件数）
（うち合同立入り 16 施設）

3 点検結果

建築基準法上 6 施設（8 項目）、消防法上 1 施設（1 項目）の不備が認められたが、指摘後速やかに是正が完了するなど違反の程度が軽微であり、福岡市の事例のような悪質かつ重大な違反は認められなかった。

(1) 建築基準法に基づく点検結果

全体	総数	点検件数	点検において是正指導を行った項目、件数		
			防火戸の仕様不備	防火戸の固定	無届け増築
県所管分	32	32	1	1	1
3 市分	70	70	1	2	2
合計	102	102	2	3	3
		100%	2.0%	2.9%	2.9%

- ・防火戸の仕様不備：防火戸の材質が不燃材料でない
- ・防火戸の固定：防火戸が自閉しないように固定
- ・無届け増築：確認申請を経ずに増築

(2) 消防法に基づく点検結果

区分	防火対象物数	実施件数	点検において是正指導を行った項目、件数
			消防訓練の回数不足
東部消防局	23	23	0
中部消防局	14	14	0
西部消防局	47	14※	1
計	84	51	1

※ 西部消防局は入院施設のある病院・診療所等のうち、以下に掲げるものを除く施設を実施。

- (I) スプリンクラー設備が設置してある病院等で現時点で法令違反がない施設
- (II) スプリンクラー設備が設置してない病院等では過去 2 年以内に法令違反がない施設

(3) 是正指導

- ・特定行政庁・消防局とも、違反のあった施設については、文書による改善指導を行い、提出期限（概ね1月以内）を明記し、改善報告書の提出を求めている。

4 今後の取組

- (1) 特定行政庁と消防局の情報の共有化など定期的に連絡会議・合同点検を実施し、不特定多数の者が利用する施設の安全対策、今後の取組み方策の連携を強化する。
- (2) 特定行政庁が立入り調査等で確認した違反について違反施設の管理者に対し、講じる措置が円滑に実施できる処理基準の統一や違反建築物の公表のあり方、定期調査報告制度の有効性向上のための措置など、他県と情報交換しながら検討する。

